

## 年末たすけあい運動における「慰問金」申請について（ご案内）

毎年12月1日～31日に実施しております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金として、また幸区社会福祉協議会の実施する福祉事業に配分されております。

年末慰問金につきましては、次の方々を対象世帯として、郵送または窓口にて申請により受け付けます。慰問金を希望される方は、申請書に所定の事項を記入し、必要書類を添付の上お申込みください。

### 1. 慰問金対象世帯

平成22年9月1日現在、次の(1)～(4)いずれかの項目に該当するご本人が市民税・県民税非課税であり、かつ幸区在住である世帯

※なお、年末慰問金は、世帯に対して配分します。（同一の世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。）

※施設・グループホーム等で生活されている方や、長期入院されている方は対象外となります。

(1) 身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯

（添付書類：身体障害者手帳の写し）

(2) 療育手帳Aの方がいる世帯

（添付書類：療育手帳の写し）

(3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯

（精神障害者保健福祉手帳の写し）

(4) 要介護認定4・5の方がいる世帯

（添付書類：介護保険被保険者証の写し）

※手帳・介護保険証の写しは、住所・氏名・等級(区分)が書かれている部分が必要です。

## ◎今年度より、非課税証明書の添付は不要となりました。

※ただし場合によっては、非課税証明書の提出を求めることがあります。

※不正受給が判明した場合は返納を求めます。

### 2. 申込方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて幸区社会福祉協議会に直接来所または郵送にて平成22年10月30日（必着）までにご提出ください。

### 3. 慰問金の配付時期および配付方法

平成22年12月下旬に、地区を担当する民生委員児童委員が訪問して配付します。

※不在等が多く連絡がつかない場合は、「慰問金」をお渡しできないことがあります。

◆申込先、お問合せ先◆

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会

〒212-0023

川崎市幸区戸手本町1-11-5

（地域福祉課）TEL 556-5500

## 《申請のながれ》

①案内を確認のうえ、申請書に記入する。



※配分要件などをご確認ください。

②障害者手帳などのコピーを取る。



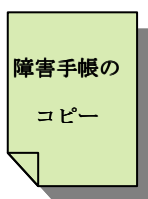
※コンビニなどでとってください。  
※住所・氏名・等級(区分)が書かれている部分が必要です。

### 《持っていく場合》

③申請書と障害手帳等のコピーを持って、幸区社会福祉協議会（幸区役所裏）まで届ける。



+



※非課税証明書は不要です。

さいわい健康福祉プラザ



1階の窓口へ



### 《郵送の場合》

③封筒に宛名を書く。  
又は下を切り取って封筒に貼る。

※Q&A裏面の手作り封筒もご利用ください。

〒212-0023

川崎市幸区戸手本町1-11-5  
川崎市さいわい健康福祉プラザ内

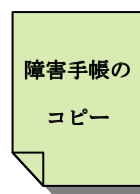
(社福)川崎市幸区社会福祉協議会

※線に沿って切ってください。

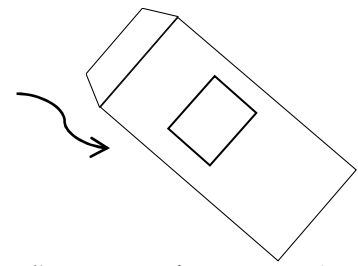
④申請書と障害手帳等のコピー封筒に入れる。



+



※非課税証明書は不要です。



⑤80円切手を貼ってポストに投函。



〔申込・問合せ先〕

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 地域福祉課 TEL044-556-5500 Fax044-556-5577  
〒212-0023 川崎市幸区戸手本町 1-11-5 川崎市さいわい健康福祉プラザ内